



令和5年度

伊勢市

幼稚園・小中学校教育方針

伊勢市教育委員会

伊勢市教育大綱《基本理念》

郷土を愛し、夢と意欲を持ち未来を切り拓く人づくり

◇めざす子ども像◇

心豊かでたくましい子ども

◇めざす学校像◇

子どもが かがやき 学び合う学校 (*)

*「学校」とは、幼稚園・小学校・中学校を指します。

変化の激しい時代の中で豊かな未来を創っていくのは子どもたちです。子どもたち一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、だれもが無限の可能性をもっています。誰一人取り残さない持続可能で多様性のある社会を実現していくことが必要とされており、すべての子どもたちが、それぞれの個性や能力を生かして、生き生きと活躍できるようにしていくことが教育の基本です。

自立した人間として、主体的に社会に参画する力を身に付け、将来を創り出していくことができるよう、自ら課題を見出し、失敗しても挑戦していく力、他者と協働しながら課題を乗り越え自分たちの新たな価値を創り出していく力を育むことが求められています。

また、子どもたちが健やかに成長していくためには豊かな心を育むことも重要です。郷土や伝統・文化・芸術に触れる体験活動等を通して豊かな情操や感性、多様性を受容する力を育んでいかなければなりません。

そして、学校・家庭・地域が連携・協働して、子どもたちの学力の定着や健全育成などに取り組んでいくことも必要とされています。

「めざす子ども像」「めざす学校像」を実現するために、次の6つの項目を基本方針として取り組んでいきます。

基本方針

1 確かな学力と社会を形成する力の育成

子どもたちの主体的、対話的で深い学びを実現させ、確かな学力を育むとともに、個性を生かし多様な人々と協同していく力を育みます。

また、主体的に創造する力を育むことが重要であり、現代社会において様々な問題を自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組んでいく力を育んでいきます。

2 豊かな心の育成

自らを律しつつ、他者とともに協調し、他者を思いやる心や感動する心を育みます。学校では、自尊感情を高め、人を人として大切にし、かけがえのない生命を尊ぶ精神を基盤にした道徳教育や人権教育、郷土の学習等を通して、豊かな心を育んでいきます。

3 健やかに生きていくための身体の育成

子どもたちが、生涯にわたり、たくましく健やかに生きていくために、心身の健康を自ら管理する力を身に付けるとともに、体力の向上を図ります。食育や健康教育、体力の向上の取組を通して、望ましい食習慣や健康的な生活習慣、運動習慣の確立など、自らの健康を適切に管理できる力を育みます。

4 特別支援教育の推進

発達障がいを含むすべての障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じ、適切な指導及び必要な支援を行うことができるよう特別支援教育の推進を図ります。

障がいのある子どもが他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて合理的配慮を提供します。

5 安全で安心な教育環境づくり

子どもたちを取り巻くあらゆる環境に潜む危険に対し、安全で安心な生活をおくるために未然防止、予測・回避、協働につながる力を育みます。また、学校・家庭・地域が連携して安全で安心な環境づくりに努めます。

6 信頼される学校づくり

社会全体で子どもたちを育てていくという認識のもと、家庭や地域社会と連携し、共に協力して学校づくりを進めます。

また、教職員の資質向上や授業改善、教育環境の整備により、地域や子どもたちの実情に応じて、主体的・創造的な教育活動を展開し、教育のさらなる充実を図ります。

基本方針1 確かな学力と社会を形成する力の育成

(1) 学力の育成

【現状と課題】

現在の教育を取り巻く社会情勢は、人口減少や少子高齢化、経済や社会のグローバル化、急速な技術革新に伴う超スマート社会（Society5.0）等が進む中で大きく変化しています。このような社会を生きる子どもたちには、基礎的・基本的な知識及び技能、それらを活用して課題を発見・解決するために必要な思考力・判断力・表現力、そして主体的に学習に取り組む態度をバランスよく育成する必要があります。また、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めることも大切です。

そのために、子どもたちが「何を理解しているか、何ができるか」、「理解していること、できることをどう使うか」、「どのように社会、世界と関わり、よりよい人生を送るか」の視点から、必要な資質・能力を身に付けられるよう、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業実践が求められます。

また、社会全体のデジタル化・オンライン化が進む中、学校教育においても1人1台端末等ICTを日常的に活用しながら、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子どもたちの多様な個性を最大限に生かす「協動的な学び」を一体的に充実させていくことも求められています。そこで、これまでの授業実践とICTのベストミックスを図るとともに、子どもたちの学習における状況を教員が丁寧に把握し、自らの指導方法を不斷に見直し、改善していくことが必要です。さらに、このような教育実践を支える、情報機器及びネットワークの整備も同時に進めていく必要があります。

加えて、子どもたちが確かな学力を身に付けるためには、学習指導要領の「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と家庭・地域が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を育むとともに、家庭における教育力の向上と生活習慣や学習習慣を確立することが必要です。

【主な取組】

【学習指導要領の着実な実施】

各学校の教育課程編成の基準である学習指導要領を着実に実施し、子どもたちの学習内容の理解・定着を図ります。

●学習指導要領の着実な実施

学習指導要領に示された、各教科の資質・能力を育成するため、教員が目標・学習内容・評価規準等を把握し、子どもたちが見通しをもち、自らの学びを振り返り、主体的に学ぶことができる授業づくりを実践する。

<p>【子どもたちの学習における状況把握と授業改善の取組の推進】</p> <p>子どもたちの学習における実態把握とそれに基づいた授業改善の取組を進めます。</p>	<p>●学力向上推進事業</p> <p>主体的・対話的で深い学びの実現に向け、目標基準準拠検査等を活用して子どもたちの学力を把握するとともに、そこで明らかになった課題をふまえ、授業改善を図る。また、学力向上に係る研究推進校及び教科担任制に係る研究推進校を指定し、研究発表会等をとおして情報共有を行う。</p>
<p>【GIGAスクール構想の推進】</p> <p>1人1台端末の活用を促進するため、環境整備を進めるとともに、子どもたちの情報活用能力の育成を進めます。</p>	<p>●GIGAスクール構想の推進</p> <p>1人1台端末等ICTを活用し、「個別最適な学び」や「協働的な学び」を推進し、そのために活用に係る教員研修の実施や、コンピュータ等機器の環境整備を進める。また、子どもたちがICTを適切・安全に使いこなすことができるようメディアリテラシーや情報モラル等の情報活用能力の育成を進める。</p>
<p>【学校・家庭・地域と連携した取組の推進】</p> <p>学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの生活習慣・学習習慣の確立に努めます。</p>	<p>●生活習慣・学習習慣の向上のための取組</p> <p>家庭の教育力の向上、家庭での生活習慣、家庭学習の習慣の確立に向け、三重県やPTAと連携し取り組む。</p>

【数値目標（※1）】

＜第3期伊勢市教育振興基本計画＞

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和8年度	令和5年度
目標基準準拠検査（※2）の国語において、小学校は「十分満足」「おおむね満足」に該当する評定となった児童の割合、中学校は「十分満足できるものの中特に程度が高い」「十分満足」「おおむね満足」に該当する評定となった生徒の割合	小2 84% 小3 88% 小4 79% 小5 82% 中1 83% 中2 81%	92% 87% 86% 87% 89% 86%	96% 95% 90% 87% 90% 90%	92% 93% 88% 84% 91% 88%

目標基準準拠検査の算数・数学において、小学校は「十分満足」「おおむね満足」に該当する評定となった児童の割合、中学校は「十分満足できるもののうち特に程度が高い」「十分満足」「おおむね満足」に該当する評定となった生徒の割合（※3）		小2 84% 小3 88% 小4 79% 小5 82% 中1 83% 中2 81%	92% 84% 83% 83% 74% 81%	95% 96% 87% 87% 85% 85%	92% 94% 87% 85% 84% 80%
「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」（文部科学省）（※4）において、「できる」と回答した教員の割合		44.3%	47.6%	80.0%	55.0%
普通教室（普通学級・特別支援学級）及び特別教室における電子黒板の設置率		38.8%	55.7%	100%	93.0%

※1：令和2年度（2020 年度）の実績値は新型コロナウィルス感染症の影響を受けている可能性があるため、令和元年度（2019 年度）の実績値も併記（以下の施策についても同様）。

※2：学習指導要領に示された目標をどれだけ達成したか、目標にどれだけ近づいたかを評価する学力検査

※3：目標基準準拠検査の結果は整数で算出されるため整数表記

※4：「教材研究・指導の準備・評価・校務などに ICT を活用する能力」「授業に ICT を活用して指導する能力」「児童生徒の ICT 活用を指導する能力」「情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力」からなる。

【関連する SDGs の項目】

④ 教育

(2) グローバル教育の推進

【現状と課題】

現代社会は、政治、経済、文化等、どの分野においても世界とのつながりが重要になっています。今の子どもたちが大人になる頃には、訪日外国人と接する機会が増加したり、子どもたちが卒業後に海外へ赴任する機会が訪れたりするなど、外国語を用いたコミュニケーションの機会が格段に増えることが予想されます。

このようなグローバル化が進展している今、国際的な視野をもち、自分の意見や考え方を発信する力の育成が求められています。そして、異なる文化や考えをもつ人たちと触れ合い、協働して、ともに成長し、新たな価値を生み出すことが重要になってきます。

学校では、互いの国・地域の食文化や伝統行事等を紹介し合う取組や、本市で出会う外国人の方との交流等、多文化共生教育を進めています。

自分の意見や考え方を発信したり、交流を深めたりするために求められるのが、語学力、とりわけ国際的な共通語となっている英語でのコミュニケーション能力です。令和2年度（2020年度）には小学校高学年で外国語科が、また、中学年で外国語活動が実施されています。英語力を高めるためには、今後も、カリキュラム編成や小学校における教員の指導力の向上について、取り組む必要があります。また、子どもたちの異文化理解の精神、豊かな語学力、コミュニケーション能力を育成するためのより良い学習環境づくりを進めることが重要です。

【主な取組】

<p>【小中学校における英語教育の推進】 英語によるコミュニケーション能力の向上に努めます。</p>	<p>●エンジョイ イングリッシュ 英語を使ってALT（※1）と共に体験活動をする「小学生ちょっと英語体験」、年1回英語検定料を全額補助する「英語検定チャレンジ補助金」、授業中に学んだことを発表する場としての「中学生英語スピーチコンテスト」等を、学校での外国語活動や外国語の授業における意欲向上につなげ、英語を楽しく学習することができる環境づくりに努める。</p>
--	--

<p>【ALTとの交流による国際理解教育の推進】 外国語への関心を高め、異文化理解の機会とします。</p>	<p>●ALT活動事業 小中学校において、外国語活動や外国語の授業、学校行事等、様々な機会に児童・生徒がALTと交流する場を設定し、外国語での生きたコミュニケーションを体験することで関心を高める。ALTの出身国の文化・生活習慣等についての話を聞くことを通して、国により異なる習慣があることを知らせ、異文化理解の機会とする。 ●エンジョイ イングリッシュ 幼稚園等にALTを派遣し、異なる文化にふれる活動に親しむことを通して、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようとする。</p>
---	--

※1：ALT（Assistant Language Teacher）日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とする外国人を指す。

【数値目標】

＜第3期伊勢市教育振興基本計画＞

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和8年度	令和5年度
中学校卒業段階で英検3級以上相当の英語力を習得した生徒の割合（※1）	42.8%	43.7%	52.5%	50.0%
ALTとの夏季休業中等における児童生徒の交流事業及びALTによる教職員対象の校内研修の実施日数（年間）（※2）	—	—	9日	6日

※1：中学3年生全體の人数に対する、英検3級以上を取得している生徒数と実際に英検3級以上は取得していないが、それに相当する英語力を有していると英語担当教員が判断する生徒を合わせた生徒数の割合

※2：ALTが平素の学校における授業や行事で子どもたちと関わる以外に、夏季休業中等に教育委員会主催で実施するALTと児童生徒との交流事業、ALTを活用した教職員の指導力向上に向けた校内研修会（小学校）の実施日数

【関連するSDGsの項目】 ④ 教育

(3) 主体的に社会を形成する力の育成

【現状と課題】

社会が急速に変化する中、子どもたちは、あらゆる課題に出会い、それらの課題を解決しながら新しい道を切り拓くことが重要になってきます。子どもたちが生活や社会の中で出合う課題について、主体的に判断し、自らの能力を発揮するために、学校での学びと社会とのつながりを感じながら学びに向かう必要があります。また、選挙権年齢が18歳以上となったことや成年年齢が引き下げられ、子どもたちが早い段階から社会を形成していく力を身に付ける必要があります。

社会を形成していく力を身に付けるには、SDGs（持続可能な開発目標）について理解し、誰一人取り残されない持続可能な未来の社会を主体的に創造する基礎となる力を育むことが重要であり、現代社会におけるさまざまな問題を、自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組んでいくことが大切です。そのためには、これまで取り組んできた環境教育をはじめ、国際理解や福祉、防災等 SDGs との関係性を意識した教育に取り組んでいく必要があります。

【主な取組】

【社会参画力の向上】 体験活動、創意工夫を活かした活動を通して、社会を形成していく力を身に付けます。	●社会参画力向上推進事業（豊かな心を育む体験交流活動推進事業） 環境、文化、福祉、ボランティア等に関する体験・交流学習、地域の方とのふれあいを通した体験活動、創意工夫を生かした学習活動を行う。
【社会の形成者として行動する力の育成】 地域や社会にある課題に関心をもつ機会を設けます。	●社会科を中心として地域や社会にある課題や政治の働きについて関心をもち、多角的に考えたり話し合ったりする授業づくりを行う。 ●関係機関との連携 選挙管理委員会と連携して模擬選挙等を実施したり、税務署等と連携して租税や財政について学んだりするなど主権者としての意識を高める取組を推進する。
【実社会で必要とされる力の育成】 消費者としての役割や行動について学習します。	●社会科や家庭科を中心に個人や企業の経済活動における役割や責任、買い物や売買契約の基礎と仕組み、計画的な金銭管理の必要性など、自立した消費者としての役割や責任ある消費行動についての学習を行う。

<p>【SDGs に関する取組】 グローバルな諸課題の解決を目指し、主体的に創造する力を育みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●環境教育の推進 学校環境デー（6月5日）を中心に、自分たちの身の回りにある環境問題に気づき、行動する取組を推進する。 ●地域や民間企業との連携 地域、環境保全活動に取り組む企業や関係団体等の実施する出前講座を活用して、環境についての正しい知識と認識を深める実践的で探求的な学習を進める。 ●環境に配慮した日常的な実践 ごみ減量やアルミ缶回収・牛乳パックのリサイクル等、日常の学校生活の中で子どもたちは自主的に参加できる取組を継続して実施し、環境保全の意識を高める。 ●ふれる・つくる・かんじる自然体験プログラム（豊かな心を育む体験交流活動推進事業） 環境省やみえ森づくりサポートセンターと共に、体験的な環境学習を実施したり主体的に森林や木に対する理解を深めたりしていく学習を行う。 ●世界で起きている諸問題について、子どもたちが自らのこととして課題を理解し、主体的に解決をめざす実践的な活動を行う。
--	--

【数値目標】

＜第3期伊勢市教育振興基本計画＞

成果指標	令和 元年度	令和 2年度	令和 8年度	令和 5年度
	小学校 56.4%	小学校 64.3%	小学校 68.0%	小学校 52.0%
地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある児童生徒の割合。（※1）	中学校 42.9%	中学校 65.0%	中学校 66.0%	中学校 54.0%

※1：「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）において「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることができますか」という質問に対して、肯定的な回答をした伊勢市の児童生徒の割合。

【関連する SDGs の項目】

- ④教育 ⑥水・衛生 ⑬気候変動 ⑭海洋資源 ⑮陸上資源

(4) キャリア教育の推進

【現状と課題】

社会が急速に変化し、就労内容の多様化等が進む中、子どもたちが、自らの生き方や働き方について考えを深め、職業生活に必要な知識や技能を育むことや、学習生活と社会のつながりを意識した教育の必要性が一層高まっています。

誰もが、自分が進みたい道を見つけることができるような教育を進めるとともに、見つけた自分の道に向かって成長することができる力を育んでいかなければなりません。

学校では、キャリアパスポート（※1）により、学習と自分の将来との関係に意義を見出して学ぶ意欲を高めるとともに、学校での学びを社会に役立てられるよう、子どもの発達段階に応じたキャリア教育を推進します。

子どもたちは、学校内外でさまざまな人と出会い多様な価値観と出会うことで考えを深めたり、様々な人との接し方を学んだりします。その学びを通じて、子どもたちは、自分の存在が認められたり、自分の活動によって社会をよりよくしたりできること等の自己有用感をもつことができます。このような地域とつながる教育を支えることができるは、この地元伊勢に関わる大人たちです。そして、子どもたちが、将来伊勢のために活躍したいという思いを抱くようになるためにも、経験談や地元で働くことの意義、伊勢のよさ等を伝えていく必要があります。学校は、この地域と子どもたちとの良きつながりをつくっていく役割を担います。

学校と家庭・地域が連携し、全ての子どもたちが将来の社会生活や職業生活で他者と協力・協働できるよう、コミュニケーション能力を身に付ける取組を進めます。

※1：児童生徒が、小学校から高等学校までの諸活動について、特別活動の学級活動を要として、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう学習過程や成果等の記録を計画的に蓄積したファイルのこと。

【主な取組】

<p>【キャリア教育の推進 (職場体験学習の推進)] 働くことや職業についての理解を深め、確かな社会性を身に付けさせます。</p>	<p>●職場講話・職場体験 さまざまな教育活動にキャリア教育の視点を取り入れ、子どもたちが自分の将来に夢や目標をもったり、働くことや職業についての理解を深めたりする。また、地域・企業等と連携して職場講話・職業体験等の学習を行う。</p>
---	--

<p>【体験的活動の充実】</p> <p>社会的自立に向けて基盤となる能力や態度を育てます。</p>	<p>●豊かな心を育む体験交流活動推進事業</p> <p>自然や環境、文化、ボランティア等に関する体験、交流学習、創意工夫を生かした学習活動を通して、児童生徒が自然を大切にする心や他を思いやる優しさ等豊かな心を育む。また、幼稚園において自然や地域の人とのふれあい体験を行うことで、その良さや愛着を感じる活動を行う。さらに、中学生対象にいのちの学習を支援し、命の尊さを感じることで、中学生の自己肯定感を高める。</p>
---	---

【数値目標】

＜第3期伊勢市教育振興基本計画＞

成果指標	令和 元年度	令和 2年度	令和 8年度	令和 5年度
職場体験学習が進路や将来について考える機会となった生徒の割合（※1）	90.7%	(※3)	92.0%	91.0%
小学校において職場見学や職場体験を行った学校の割合※2	78.3%	60.9%	100%	40.0%

※1：中学校の職場体験学習終了後に生徒にとったアンケートで「あなたにとって、この職場体験学習は、進路や将来について考える機会になりましたか。」の項目で、肯定的な回答をした生徒の割合。

※2：「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）において、「職場見学や職場体験活動を行っていますか」という質問に対して、肯定的な回答をした伊勢市的小学校の割合。職場見学や職場体験活動については、小学校においては、社会科や総合的な学習の時間等における見学や体験活動を意味する。

※3：令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、職場体験学習は中止となった。

【関連する SDGs の項目】

- ④ 教育

(5) 幼児教育の推進

【現状と課題】

幼児期の教育は、子どもたちが健やかに育ち、生涯にわたる人格形成や非認知能力の基礎を養う重要な役割を担うとして重要性が高まっています。幼稚園・認定こども園・保育所（園）においては、子どもたちの主体的な活動を促す環境づくりや、幼稚園教諭・保育教諭・保育士の保育・教育に関する資質向上が求められています。

本市における幼稚園・認定こども園・保育所（園）施設数は、幼稚園7園、認定こども園9園、保育所（園）28園（私立を含む）あり、いずれの施設においても遊びや多様な体験活動を通した活動を充実させるとともに、小学校以降の教育を見据えた教育・保育活動に取り組んでいます。

幼稚園においては、幼稚園教育要領、「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」（三重県教育委員会）に基づき、就学前の学びを生かしたスムーズな小学校教育への移行に向けて、本市における幼児教育の研究を進めていくことが必要です。

【主な取組】

【小学校への円滑な接続】学びの連続性を確保するため、交流を進めます。	<ul style="list-style-type: none">●小学校教員の幼稚園・認定こども園・保育所での保育見学・体験 幼稚園教諭・保育教諭・保育士と小学校教諭が、幼稚園・認定こども園・保育所（園）と小学校における指導内容や指導方法の違いについて理解を深め、指導に生かせるよう、体験・参観するなどの交流を進める。●就学前の子どもの小学校の生活体験 幼稚園・認定こども園・保育所（園）と小学校間で行事等の機会を利用した参観や、小学校教員との意見交換や異校種間交流の機会を設ける。
【実践的研究の推進】教育・保育の実践交流を進め、研究を深めます。	<ul style="list-style-type: none">●幼児教育の実践的な研究の推進 公立幼稚園が連携し、公開保育等を行うことで、実践的な研究を進め、教育・保育の課題を明確にして幼児教育の諸課題の解決に向けて研究を進める。
【関係機関との連携】関係機関と連携し、幼児教育について協議します。	<ul style="list-style-type: none">●伊勢市子ども・子育て会議 小学校・幼稚園・認定こども園・保育所（園）の代表及び保護者代表、関係機関と情報交換及び連携、教育・保育の充実について協議します。

	<p>●巡回相談の実施</p> <p>特別な支援を必要とする子どもへの支援方法等を指導助言し、継続的に教委相談を行うことを目的とする。</p>
--	---

【数値目標】

＜第3期伊勢市教育振興基本計画＞

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和8年度	令和5年度
小学校教員の幼稚園・保育所・認定こども園での保育体験（参観）をした小学校数	10校	6校	14校	9校

【関連する SDGs の項目】

- ④ 教育

基本方針2 豊かな心の育成

(1) 人権教育の推進

【現状と課題】

子どもたちを取り巻く社会では様々な人権問題が生じており、その解決に向けて差別解消に関する法令等の整備が進められ、多様性を認め合い、誰もが参画・活躍する社会の実現が求められています。

子どもたち一人ひとりが人権についての理解と認識を深め、望ましい人間関係を形成し、人権感覚や自尊感情を高めていくことが重要です。そのためには、子どもたちが人権とはどのようなものかを理解していくとともに、社会に存在する個別的な人権問題や平和の大切さについて自分のこととして捉え、考えを深め、自他の人権を守るための実践行動ができる力を育む必要があります。

また、学校での人権教育を充実させていくためには、全ての教職員が確かな人権感覚をもち、人権教育に関する指導力を向上させることが必要です。子どもたちが安心して過ごすことができる人権感覚あふれる学校を、各教科等をはじめ、教育活動全体を通じて総合的に実現していくことや、幼稚園等・小学校・中学校の校種間の連携を深めていくことが重要です。

さらに、子どもたちの人権意識の形成については、身のまわりの環境による影響が大きいため、学校・家庭・地域が連携を図り、日常生活の中で人権意識を高めていく必要があります。

【主な取組】

<p>【人権教育の充実と推進】</p> <p>人権問題を解決する実践力を培うため、人権学習の内容の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none">●子ども人権フォーラム21 小中学校の代表者による意見交流会を開催し、さまざまな人権問題に対する認識を深め、その学びを各学校で児童生徒に還元し、人権学習の充実を図る。●人権教育担当者会議 人権教育担当者及び所属教職員を対象に、人権に関する知識の習得と情報交換等を行い、各校の人権学習の推進を図る。
---	---

<p>【中学校区における人権教育の推進】</p> <p>学校・家庭・地域と連携し、人権教育推進体制の充実を図ります。</p>	<p>●中学校区人権教育推進事業</p> <p>各中学校区で公開授業や研修会を行い、学校・家庭・地域の連携を図りながら、人権教育推進体制を確立する。また、児童生徒が人権学習で学んだ知識や技能を具体的に行動化できるよう、社会との結びつきを重視した人権学習を進める。</p>
<p>【平和に関する教育の推進】</p> <p>平和を尊ぶ心を育む教育を推進します。</p>	<p>●非核・平和教育推進事業</p> <p>広島平和記念式典に各中学校の代表生徒を派遣する取組から、全中学校で平和学習を行い、恒久平和の実現に貢献する市民の育成に努める。</p>

【数値目標】

＜第3期伊勢市教育振興基本計画＞

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和8年度	令和5年度
				82.0%
自分には、よいところがあると思う児童生徒の割合（※1）	81.6% 77.9%	78.4% 79.3%	85.0% 82.5%	82.5%
保護者や地域を対象とした人権に関する授業公開や研修会を行った小中学校の割合（※2）	93.9%	12.1%	100%	95.0%

※1：「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）において、「自分には、よいところがあると思う」という質問に対して、肯定的な回答をした伊勢市の児童生徒の割合。

※2：「人権教育実態調査」（三重県教育委員会）において、「保護者や地域への授業公開や研修会を実施した」と回答した伊勢市の中学校の割合

【関連する SDGs の項目】

- ④ 教育 ⑤ ジェンダー、⑩ 不平等、⑯ 平和

(2) 道徳教育の推進

【現状と課題】

いじめ問題やインターネット上の誹謗中傷、生命を軽視する事件等が全国的に心配されている状況があります。そのような中、子どもたちの自尊感情を高め、生命を大切にする心や他者を思いやる心、規範意識や公共心、人間関係を形成する力、情報モラル等を向上させていくことが求められています。

道徳が教科化され、「特別の教科道徳」として、教科書を使用した授業が行われています。道徳の授業において、子どもたちが、多様な価値観を認識しつつ、自ら感じ、考え、他者と協働してよりよく生きるために基盤となる道徳性を養うことができるよう、指導方法の工夫や改善を図っていく必要があります。

子どもたちが家庭の一員として、また、社会の構成員として必要な習慣を身に付けるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るために、学校と家庭・地域が連携し、道徳教育を進めることが必要です。

【主な取組】

<p>【考え方、議論する活動を通して道徳性の育成】 主体的に考え方、議論する活動を通して、道徳性の育成を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none">●道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実 答えが一つではない道徳的な問題に対して、自らが感じ、考え、仲間と議論する活動を通して、子どもたちの内面に根差した道徳性を育成できるよう道徳教育推進教師を中心に指導体制の充実を図ります。●子どもの発達段階に応じた指導計画・指導方法の工夫・改善 道徳的な課題を一人ひとりの子どもたちが自分自身の問題と捉え向き合うことができるよう子どもたちの発達段階に応じた指導計画・指導方法の工夫・改善を図ります。
<p>【家庭や地域等との連携を通して体験活動の充実】 家庭や地域とともに、体験活動を中心とした道徳教育を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none">●家庭・地域との連携 保護者の協力を得た授業の工夫に努めるとともに、地域教材の活用や地域人材の協力を得た体験学習の充実、保護者や地域の方々の道徳の授業参観等、家庭や地域との連携を通して道徳教育を推進していきます。●異学年との交流・ボランティア活動への取組 他者とともにによりよく生きようとする意識や生命を大切にする心を育むため、学校の規模や実態に応じて、縦割り班活動などの異学年との交流や地域の清掃活動への参加などのボランティア活動等の取組を推進します。

【数値目標】

＜第3期伊勢市教育振興基本計画＞

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和8年度	令和5年度
人の役に立つ人間に なりたいと思う児童 生徒の割合（※1）	95.5% 94.8%	92.9% 95.0%	95.5% 95.5%	95.0% 96.5%
友達と協力するの は楽しいと思う児童生 徒の割合（※2）	95.0% 94.7%	93.8% 93.5%	94.0% 94.0%	94.0% 95.0%

※1：「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）において「人の役に立つ人間になりたいと思う」という質問に対して、肯定的な回答をした伊勢市の児童生徒の割合。

※2：各年度の数値についてはそれぞれ以下のとおり。

* 令和元年度：「人権感覚あふれる学校づくり意識調査」（伊勢市教育委員会）において「みんなで何かをするのは楽しい」という質問に対して、肯定的な回答をした伊勢市の児童生徒の割合

* 令和2年度：「学校や生活についてのアンケート」（三重県教育委員会）において「学級のみんなで協力して何かをやり遂げ、うれしかったと思う」という質問に対して、肯定的な回答をした伊勢市の児童生徒の割合

* 令和3年度～：「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）において「友達と協力するの
は楽しい」という質問に対して、肯定的な回答をした伊勢市の児童生徒の
割合

【関連する SDGs の項目】

- ④ 教育、⑤ ジェンダー、⑩ 不平等

(3) 郷土教育の推進

【現状と課題】

本市は、伊勢神宮の鳥居前町として、先人から受け継がれてきた豊かな自然・文化・歴史に恵まれています。郷土を知り、郷土を誇りに思う心を育てることは、子どもたちに豊かな心を育成するとともに、地域の一員としての自覚を養うことにつながります。このことは、子どもたちが、社会の中で、さまざまな変化に主体的に向き合い、課題に挑戦していく上で心の拠り所となります。

子どもたちが郷土「伊勢市」を愛し、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育むために、学校と地域の連携・協働を図り、一体となって子どもたちの成長を支えていくことが必要です。

そこで、子どもたちの発達段階に応じて、地域資源を理解し、その魅力について語り、地域活性化の方策を考えて表現することができるよう、本市の特性を生かした学習を促進します。また、子どもたちが将来地域で活躍しようとする意欲と態度を身に付けることができるよう、地域の人々から学んだり、地域の産業を体験したりすることを通して、地域と連携した郷土教育を推進します。

【主な取組】

【地域教材の開発と活用】社会科副読本や歴史教材を活用し、地域学習を行い、郷土を誇りに思う心や郷土のよさを発信する力を育成する。	<ul style="list-style-type: none">●社会科副読本及び歴史教材の活用 社会科副読本や歴史教材を活用した学習を通して、地域社会の一員としての自覚や地域社会に対する誇りと愛情を育み、身近な地域の歴史への理解を深めるとともに、受け継がれてきた伝統や文化への関心を高める。また、地域教材のより良い活用のために、講師を招いた教員対象の地域探索型研修等を実施し、教員全体の郷土教育に関する見識を深める。●地域教材の開発及び実践の充実 保護者や地域の協力を得ながら、地域教材の開発や郷土教育の研究に取り組み、公開研究会等により、成果を普及する。
【地域と連携した郷土教育の推進】地域人材や地域資源を活用し、子どもたちの郷土への愛着や豊かな心を育みます。	<ul style="list-style-type: none">●地域人材の活用 地域のさまざまな分野において活躍する人材を活用し、地域の産業、専門的な技術・技能等についての学習を推進する。また、文化財や史跡等を実際に見たり、地域の歴史や文化等について話を聞いたり、地域の発展に尽くした人々の働き等について調べたりして学ぶ活動を推進する。●地域資材を生かした体験活動の推進 農業・漁業体験学習をはじめとし、地域資源を生かした体験活動を推進する。

<p>【社会教育分野との連携】社会教育施設を活用するなど、社会教育と連携・協力して郷土教育に取り組みます。</p>	<p>●社会教育に携わる人々や博物館等の活用推進 子どもたちが、地域の文化や歴史等について、興味関心をもち、楽しみながら学べるよう、社会教育に携わる人々や、博物館や美術館及び資料館等の活用を促進する。</p>
---	--

【数値目標】

＜第3期伊勢市教育振興基本計画＞

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和8年度	令和5年度
地域の自然や歴史、文化、伝統行事等に関する学習を行っている小中学校の割合（※1）	78.8%	84.8%	100%	100%

※1：「みえ県民ビジョン及び三重県教育ビジョンの目標指標の進捗状況等に関する調査」（三重県教育委員会事務局）において「地域の自然や歴史、文化、伝統行事等に関する学習を行っていますか」という質問に対して、「行っている」と回答した伊勢市の中学校の割合。

【関連する SDGs の項目】

④ 教育

(4) 読書活動・文化芸術活動の推進

【現状と課題】

子どもたちが自ら読書に親しみ、楽しむことを通じて、多様な考え方や価値観にふれ、想像力や思考力を高め、豊かな感性を育んでいくことが求められています。子どもたちの読書習慣の形成にむけて、学校図書館が読書センター・情報センター・学習センターとしての機能を果たすため、学校図書館の図書館資料の充実、人員配置の充実やその資質向上が大切です。

現代社会において、タブレットやスマートフォン等の情報媒体が急速に普及してきています。これらを使用し、インターネットやゲームに費やす時間が増えることで、子どもたちの活字離れ、読書離れの進行が懸念されています。文部科学省が、小学校6年生、中学校3年生を対象に行った「全国学力・学習状況調査」(令和2年度は、三重県教育委員会が行った「学習や生活についてのアンケート」による調査)において、「学校の授業以外に、普段、1日あたりどれくらいの時間、読書をしますか」という質問項目のうち10分以上すると回答した本市の児童生徒の割合を見ると、小中学校共に増減を繰り返し、安定した増加にはつながりにくい状況です。そのため、学校図書館活動の充実が必要とされており、伊勢市子ども読書活動推進計画に基づき、地域や家庭と連携し、乳幼児期から読書が身近なものとなるように取り組む必要があります。

また、文化芸術に親しむことや、想像力や表現力を発揮して作品制作等に取り組むことを通して豊かな感性や情操を磨き豊かな人間性を身に付けていくことが大切です。

【主な取組】

【学校図書館活動の充実】学校図書館活動の活性化を図ります。	<ul style="list-style-type: none">●学校図書館活性化支援事業学校図書館に司書資格や司書教諭の資格を有する図書館スタッフやボランティア等を配置し、学校図書館の読書センター・情報センター・学習センターとしての機能を充実させ、子どもたちの読書に対する興味や関心を育み、主体的な読書習慣の確立を促進する。また、市内小中学校で統一された図書館システムを使用することにより検索や予約等、児童生徒の読書活動を支援する。●学校図書館充実経費学校図書館図書標準の100%を維持し、魅力的な学校図書館づくりを行う。また、諸課題を多面的に考察し、公正に判断する力を身に付けるために学校図書館に新聞を配備する。
-------------------------------	---

【読書大好キッズの推進】読書に親しみ、読書習慣の定着を図ります。	<p>●読書大好キッズプロジェクト事業 伊勢市オリジナルブックリスト「読書ツアーバー」低学年用の配布・高学年用のタブレット配信を行い、子どもたちが読書に親しみ、読書意欲を高めるための取組を推進する。</p>
【読書機会の充実】多様な読書活動を推進し、読書機会の充実を図ります。	<p>●学校図書館活性化支援事業 学校図書館活性化推進事業スタッフによる読み聞かせ、ブックトーク、ビブリオバトル、ブックバイキング等、多様な読書活動を推進し、読書機会の充実を図る。 ●伊勢市立図書館との連携 伊勢市立図書館と連携し、読み聞かせ、ブックトーク等の読書活動の推進、団体貸出を利用した図書の充実などを行う。</p>
【文化や芸術にふれたり、表現したりする機会の推進】豊かな情操や感性を育みます。	<p>●子どもたちの豊かな感性や情操を育み、生涯にわたり文化芸術に親しむ態度を養うため、表現する機会や鑑賞する機会を設けます。</p>

【数値目標】

＜第3期伊勢市教育振興基本計画＞

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和8年度	令和5年度
授業時間以外に読書をする児童生徒の割合（※1）	67.4%	60.4%	68.0%	61.0% 48.0%

※1：「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）において「学校の授業以外に、普段（月～金）、1日あたりどれくらいの時間、読書をしますか（教科書や参考書、漫画や雑誌は除きます。）」という質問に対して、「10分以上する」と回答した伊勢市の児童生徒の割合。

【関連するSDGsの項目】

④ 教育

基本方針3 健やかに生きていくための身体の育成

(1) 健康教育・食育の推進

【現状と課題】

社会の環境変化や、家庭におけるライフスタイルの多様化等に伴い、子どもたちの食事、運動、睡眠等の基本的な生活習慣の確立が難しくなっています。アレルギー疾患や心の健康に課題を抱える子どもの増加、性や薬物、感染症に関する問題等、子どもたちの健康課題が多様化しています。また、がんについては、国民的課題として重要視され、学校におけるがん教育の推進が求められています。

このような現状の中、子どもたちが発達段階に応じて心身の発育・発達と健康等に関する知識を習得し、生涯をとおして心身の健康を自ら管理する力を身に付けることが必要です。そこで学校保健委員会（※1）を活用したり、家庭・関係機関と連携したりしながら学校の教育活動全体で健康教育に取り組むことが大切です。

食育では、伊勢市食育推進計画に基づき総合的かつ計画的に取組を進めていますが、食を取り巻く環境が変化し、子どもたちの食生活にも不規則な食生活や朝食欠食、偏った栄養摂取等さまざまな課題がみられます。

子どもたちが健やかに生きていくためには、健全で規則正しい食生活を送ることが重要です。子どもたちが健全な食生活を実践するためには、食に関する正しい知識に基づいて自ら判断し、実践していく能力を身に付けることが必要です。また、食事の重要性、感謝の心、地域の自然、文化や産業等に関する理解を深めるために学校給食を食育の生きた教材として活用することが求められています。

学校教育活動全体を通じて食育に取り組むとともに、家庭・地域と連携した取組が必要となります。

※1：学校における健康の問題を研究協議し、健康づくりを推進する校内組織

【主な取組】

<p>【健康教育の充実】 子どもたちの心身の健康の保持増進を図ります。</p>	<p>●学校保健計画に基づいた健康教育の充実 「学校保健計画」に基づき、生涯を通じて心身ともに健康で安全な生活を送るための基礎を培う教育の推進を図る。また、喫煙、飲酒、薬物乱用等と健康の関わりについての理解を深め、心身ともに健康な体づくりの教育を進める。感染症についても、適切な知識を基に、発達段階に応じ感染症の予防について理解</p>
---	--

	<p>し、自己の生活を適切に管理し、改善していく力につけるよう教育の充実を図る。</p> <p>●学校歯科保健衛生指導事業</p> <p>児童生徒が生涯にわたって心身の健康を自ら管理していくよう、学齢の課題にあわせた歯科保健衛生指導を行い、子どもたちが口の健康についての正しい知識をもち、適切な歯科保健行動を実践する力につける取組を支援する。</p>
<p>【関係機関との連携】</p> <p>さまざまな健康問題について協議し対応します。</p>	<p>●学校保健委員会の活用</p> <p>子どもたちの健康課題を解決するため、学校医・学校歯科医・学校薬剤師と連携した学校保健委員会の活用と充実を推進する。</p>
<p>【食に関する指導の推進】</p> <p>家庭・地域と連携しながら、学校教育全体で取り組む食育の推進を図ります。</p>	<p>●第4次伊勢市食育推進計画に基づいた食育の推進</p> <p>子どもたちが食に関する正しい知識を身に付け、望ましい食習慣や自己管理能力を形成するため、栄養教諭等の専門性を生かしながら、学校教育活動全体で取り組む食育の推進を図るとともに、関係各課・家庭・地域と連携した食育の取組を推進する。</p> <p>●学校における食育推進体制整備事業</p> <p>学校と地域の生産者や事業者が連携した取組等、学校における食育推進体制の整備充実を支援する。</p> <p>●学校における食育推進のための研究事業</p> <p>各教科の授業・学校給食・委員会活動等、学校教育活動全体において、食に関する課題について研究し、その指導方法や研究成果を研究発表会等により提示することで、各校（園）の食育の推進を図る。</p> <p>●いせっ子朝食メニューコンクール</p> <p>朝食のメニューを、子どもたち自身が考え、調理することで、自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を身に付ける。また、食の大切さや地場産物とその生産者について関心を高めることで、食育の推進を図る。</p>
<p>【学校給食の充実】</p> <p>学校給食を食育の生きた教材ととらえるとともに、安全・安心な学校給食を提供します。</p>	<p>●学校給食事業</p> <p>関係部署等と連携して学校給食への地場産物の活用促進を図るとともに、旬の食材、郷土食や行事食を取り入れ、望ましい食生活、食料の生産や地域文化等に対する関心と理解を深める食育を推進する。</p> <p>安全・安心な学校給食の実施を通して、適切な栄養の摂取がな</p>

	され、子どもたちの心身の健康の保持増進が図れるよう努めるとともに、アレルギー疾患有する子どもたちの実態を把握し、安全性を最優先した給食対応等を行う。
--	--

【数値目標】

＜第3期伊勢市教育振興基本計画＞

成果指標	令和 元年度	令和 2年度	令和 8年度	令和 5年度
学校医・学校歯科医・学校薬剤師と連携した学校保健委員会を開催している学校の割合(※1)	100% 90.0%	87.0% 70.0%	100% 100%	90.0% 100%
毎日朝食を食べている児童生徒の割合(※2)	96.1% 93.9%	92.9% 90.9%	98.0% 95.0%	96.0% 94.5%
学校給食における地場産物を使用した割合(※3)	47.5%	38.2%	48.0%	40.0%

※1：「学校保健委員会の設置状況等調査」(三重県教育委員会)において「参加者に学校医・学校歯科医・学校薬剤師が含まれた学校保健委員会を開催した」と回答した伊勢市の中学校の割合。

※2：「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)において「朝食を毎日食べている」という質問に対して、肯定的な回答をした伊勢市の児童生徒の割合。

※3：三重県産の食材を地場産物とし、食材数を基本に計算した割合。

【関連する SDGs の項目】

- ① 貧困 ② 飢餓 ③ 保健 ④ 教育

(2) 体力・運動能力の向上

【現状と課題】

柔軟性や筋力、持久力等の基礎的な体力は、生涯にわたって健康を保持増進することに重要な役割を果たします。また、豊かなスポーツライフを実現することで、意欲や気力が充実し生活習慣に良い影響を与えます。しかし、子どもたちが日常生活の中で体を動かすことが少なくなるとともに、体力の低下が指摘されています。そこで発達段階に応じた体力や技能を身に付けるよう授業の工夫や学校全体での体力向上に取り組んだり、継続して遊びや運動に取り組む機会を確保したりすることが必要です。

また、地域のスポーツ指導者等の協力も得て、子どもたちの体力向上に取り組むことが重要です。

【主な取組】

【体力・運動能力の向上】 調査や体力テストの結果を活用し、運動習慣の確立や生活習慣の改善、授業の充実を図ります。	●全国体力・運動能力、運動習慣等調査の活用 全国体力・運動能力、運動習慣等調査を活用し、運動習慣の確立や生活習慣の改善を推進する。また、体力テストの結果を活用した授業の改善・充実を図るとともに、子どもたちが運動に取り組む機会を確保する等の運動の日常化の推進に努める。
【民間プール施設を活用した水泳指導】 小学校において、民間施設及び人材を活用し泳力向上を図ります。	●学校水泳民間プール施設活用事業 小学校の体育科における水泳指導に関して、民間プール施設及び人材を活用し、泳力向上等に向けた水泳指導を実施し、今後の学校水泳における民間プール施設等の効果的な活用を行う。
【地域人材の活用】 地域の協力を得て、子どもたちの体力の向上に取り組みます。	●地域人材の活用 専門的な指導を充実させるため、部活動等において、地域の人材を活用する。

【数値目標】

<第3期伊勢市教育振興基本計画>

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和8年度	令和5年度
				71.0%
体力テストの総合評価が「A」「B」「C」の児童生徒の割合(※2)	70.9% 81.4%	(※1)	75.0% 85.0%	82.0%

※1：令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全国体力・運動能力、運動習慣等調査は中止となった。

※2：「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（スポーツ庁）における総合評価が、「A」・「B」・「C」・「D」・「E」の5段階のうち上位3段階である「A」・「B」・「C」の伊勢市の児童生徒の割合

【関連する SDGs の項目】

④ 教育

基本施策4 特別支援教育の推進

(1) 特別支援教育の推進

【現状と課題】

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」や「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の施行等、共生社会の実現に向けた取組が進んでいます。

また本市においては、「伊勢市手話言語条例」の施行等、全ての人々がお互いを尊重し、分かり合い、心豊かに共生することを目指した取組が進んでいます。

各学校（幼稚園）においては特別な支援を必要とする子どもを含む全ての子どもたちが、互いに尊重し合い、よさを認め合える人間関係を育むことが大切です。

また、特別な支援を必要とする子どもが増加している中、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが可能な限り同じ場で共に学ぶ、インクルーシブ教育システム（※1）の構築のための特別支援教育を推進するとともに、特別な支援を必要とする子どもたちの自立と社会参画に必要となる力の育成に向け、一人ひとりの状況に応じた学びの支援を行うことが必要とされます。

各校（園）では、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において適切な指導・支援の充実を図るため、特別支援教育コーディネーターを中心に校内体制を整備し、医療、福祉等の関係機関との連携、「個別の教育支援計画」（※2）及び「個別の指導計画」（※3）の策定等、一貫した教育を進めていくことが重要です。

また、特別な支援を必要とする子どもたちがどの学校（園）にも在籍していることから、全ての教職員の特別支援教育に関する知識・技能を高めることが必要です。

さらには、専門家による巡回相談や就学相談の充実を図ったり、保護者、教育関係者等に特別支援教育に対する啓発を進めたりする必要があります。ペーパルファイル（※4）についても、保護者とともに活用を進める必要があります。

※1：障がいのある者と障がいのない者が可能な限り共に学ぶ仕組み。

※2：障がいのある幼児児童生徒の一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方のもと、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫して的確な支援を行うことを目的として策定される計画。

※3：学校の教育課程において、児童生徒一人ひとりの障がいの状態等に応じたきめ細やか

な指導が行えるよう、指導目標や指導内容・方法等を具体的に表した指導計画。

※4：発達や教育に支援の必要な子どもが、小学校入学前から仕事に就くまで、安心して一貫した支援を受けられるよう、支援の情報をスムーズに引き継ぐためのファイル。

【主な取組】

【特別支援教育の推進】 特別支援教育の推進のため、さまざまな取組の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none">●特別支援教育推進会議の開催 公立私立の保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、特別支援学校及び福祉等関係機関、保護者の代表者により市の特別支援教育の取組についての協議をするなど、教育委員会が主体となり、関係機関との連携を図りながら効果的な取組を推進する。●特別支援教育コーディネーター（※1）会議の開催 保育所、幼稚園、小学校、中学校の取組や連携のための支援の場及び研修の場とし、特別支援教育に係る様々な情報共有を図る。●巡回相談の実施 特別支援学校、こども発達支援室と連携し、特別支援教育に関する専門的知識・経験を有する 特別支援学校教諭による巡回相談員を派遣し、助言を行うとともに、ケースの共有を行う。●学習支援員等の配置 特別支援学級や通常学級で、特別な支援を要する児童生徒の学習活動の支援・補助を行う。また、医療的ケアが必要な児童生徒への対応として、子どもの状況に合わせ常駐の看護師を配置したり、訪問型看護師派遣業者に委託し看護師の派遣等を行ったりする。●授業のユニバーサルデザイン化推進事業 豊かな心を育成するために授業環境を改善し、どの子どもにもわかりやすい授業のあり方の研究を進める。
【特別な支援を必要とする子どもの就学への支援】特別な支援を必要とする子どもの就学について支援します。	<ul style="list-style-type: none">●教育支援委員会 子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供する。また、本人・保護者と市教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図る。

<p>【特別な支援を必要とする子どもへの就学奨励】 経済的負担を軽減することで、特別支援教育の普及・奨励を図ります。</p>	<p>●特別支援教育就学奨励事業 特別な支援を必要とする子どもの保護者に学用品費等の一部を給与し、経済的負担を軽減することで、特別支援教育の普及・奨励を図る。</p>
--	---

※1：教員の役割分担の1つで、学校内の関係者や関係機関との連絡・調整、及び保護者に対する学校の窓口を担う者として位置づけられる。

【数値目標】

＜第3期伊勢市教育振興基本計画＞

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和8年度	令和5年度
【小中学校の通常の学級において「個別の指導計画」を作成した学校の割合】(※1)	—	—	100%	
【校内委員会を年4回以上開催した学校の割合】(※2)	78.3% 40.0%	91.3% 80.0%	100% 100%	100% 100%

※1：「三重県独自調査」(三重県教育委員会)において「小中学校の通常の学級において『個別の指導計画』を作成した」と回答した伊勢市の中学校の割合。

※2：「特別支援教育アンケート」(伊勢市教育委員会)において「校内委員会を年4回以上開催した」と回答した伊勢市の中学校の割合。

【関連する SDGs の項目】

- ① 貧困 ③ 保健 ④ 教育

基本施策5 安全で安心な教育環境づくり

(1) いじめや暴力のない学校づくり

【現状と課題】

子どもはみんな、いじめや暴力のない安心して通える学校を求めています。しかし、全国ではいじめによる深刻な事態が後を絶たない状況となっています。学校においては、いじめは決して許されない行為であるという認識のもと、全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめをなくすことをめざしていじめの防止等の対策を行わなくてはなりません。

「伊勢市いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づいた組織を活用し、いじめを生まない未然防止の取組を第一に、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであるという考え方のもと、いじめを積極的に認知し、いじめを受けた子どもや知らせてきた子どもの安全を守り通し、早期解決に向けた取組を学校全体で進めていかなければなりません。学校・家庭・地域・関係機関の連携を充実させ、子どもたちの言動や人間関係のわずかな変化に気づき、迅速かつ適切に対応できるようにしていく必要があります。

また、スマートフォン等の急激な普及により、SNS等でのトラブルやいじめが大きな社会問題となっているため、子どもたちのインターネットの適切な利用に関する知識や情報モラルを高めていく必要があります。

【主な取組】

<p>【指導体制の充実】 子どもたちの実態を把握し、相互のよりよい人間関係づくりや問題行動等の未然防止に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none">●子ども輝き生き生き総合推進事業 子どもたちへのアンケート「WEBQU（よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート調査）」や日常の観察、教育相談等により、学級集団や個人の状況を把握し、子どもたちのよりよい人間関係づくり、いじめや暴力行為などの問題行動等の未然防止、指導改善に生かす。●青少年相談センター事業 青少年の非行について早期に発見・指導するためにパトロールを実施する。●青少年健全育成事業 地域や家庭と連携し、青少年の健全育成を推進する。また、青色回転灯車両によるパトロールを実施する。
---	---

<p>【いじめの実態把握と組織的な対応の推進】「伊勢市いじめ防止対策方針」に基づいた組織的な対応の推進を図ります。</p>	<p>●カウンセリングルーム総合推進事業 教育相談に関する専門的知識や経験を持った教育コンサルタントや臨床心理士により、学校、保護者、児童生徒からの相談に対応し、いじめや問題行動等の早期発見、早期対応に取り組む。また、関係機関と連携し相談体制の充実に努める。</p> <p>●いじめ防止対策推進事業 市内の期間・団体がいじめ問題に係る情報共有を行うための「いじめ問題対策連絡協議会」及び、いじめの防止や対処に係る審議や調査を行うため「いじめ問題対策委員会」を開催する。いじめ防止のための教職員対象研修会を実施し、いじめを正しく認知し適切な対応を行う等、小中学校のいじめ防止対策の推進を図る。</p>
<p>【相談体制の充実】いじめや問題行動の早期発見、早期対応に取り組みます。</p>	<p>●スクールカウンセラー活用事業 児童生徒の心の悩みに関する支援としてスクールカウンセラーを配置し、教育相談を実施する。 いじめや友人関係などの悩みや不安をもつ子どもたちへの支援として、電話相談、面談、臨床心理士やスクールカウンセラー等による専門的な教育相談の充実を図る。</p>

【数値目標】

＜第3期伊勢市教育振興基本計画＞

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和8年度	令和5年度
いじめは、どんな理由があってもいけないことを考える児童生徒の割合（※1）	97.8%	96.3%	100%	100%
	97.6%	95.8%	100%	100%

※1：「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）において「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」という質問に対して、肯定的な回答をした伊勢市の児童生徒の割合。

【関連する SDGs の項目】

- ④ 教育 ⑯ 平和

(2) 学校安全に関する取組の充実

【現状と課題】

南海トラフ地震や津波、局地的な大雨等の風水害の自然災害から、子どもたちの命を守るために一層の防災教育を推進していく必要があります。

学校においては、学校における防災教育を通じて子どもたちが、大地震や台風接近に伴う土砂災害や浸水被害等災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができるを中心指導が行われてきました。

今後、災害発生時においては、子どもたちが自らの命を守ることに加え、発達段階に応じて地域の一員として行動できる力を付けることが求められています。

また、毎年、学校や地域から通学路の改善の要望が多数あることから、警察、道路管理者等と連携し、改善を図る必要があります。また、地域では不審者による声掛け事案も発生しています。子どもたちの生活の安全・安心に対する懸念が高まっており、今後も家庭、地域、関係機関が一層連携し、社会全体で非常時に対応できる体制（設備・組織・訓練）づくりに努める必要があります。

【主な取組】

【学校安全に関する取組の充実】子どもたちの登下校中の安全確保に向けた取組の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none">●安全マップの作成推進 子ども自身が危険を予測し、回避できるように、地域と連携して安全マップを作成する。●交通安全・防犯・防災教室の実施 安全確保と危険の未然防止へ向けた知識と実践力を養う。●学校教育支援事業（学校安全ボランティア） 子どもたちの登下校中の安全確保のため、地域の自主防犯組織や住民による見守り体制を整備する。
【防災ノートを用いた防災学習の実施】自然災害による危険や避難方法、防災対策を知り、行動する力の育成を図ります。	<ul style="list-style-type: none">●防災ノートを用いた防災教育の推進 正しい知識を得て、自らの命を守るため、主体的に考え、行動する力を育成する。また、家庭で取り組むことにより、家族の防災意識向上と家庭の防災対策の充実につなげる。

<p>【防災・防犯等の危機管理体制の整備】非常事態への備えや連絡体制を整備します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●危機管理マニュアルの作成支援 学校安全計画（※1）や危機管理マニュアル（※2）を活用し、家庭や地域等と連携して、非常時への体制（設備・組織・訓練）を、実情に合わせ見直します。 ●緊急メール連絡網の登録推進 非常時に備え、保護者・地域に適切な情報提供を行うために、緊急連絡網のための携帯メールへの登録を推進する。
<p>【通学路の安全確保】児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●伊勢市通学路交通安全プログラムに基づく取組 伊勢市通学路交通安全推進会議を開催し、合同点検の結果を基に、通学路における危険箇所の対策に関する協議を行い、関係機関と連携し通学路の安全対策を進める。

※1：学校保健安全法第27条に基づき、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について策定した計画。

※2：三重県教育委員会が作成した「学校における防災の手引き」「学校管理下における危機管理マニュアル」に基づき、各学校の実状に合わせて独自に作成したもの。

※3：平成27年（2015年）5月に関係機関の連携体制を構築し、通学路の安全確保に向けた取組を行うため策定した計画。

【数値目標】

＜第3期伊勢市教育振興基本計画＞

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和8年度	令和5年度 100%
「家庭」や「地域」と連携した防災の取組実施の小中学校の割合（※4）	97.0%	66.7%	100%	

※4：「学校防災取組状況調査」（三重県教育委員会）において「家庭や地域と連携した取組をした」と回答した伊勢市の小中学校の割合

【関連する SDGs の項目】

④教育 ⑪持続可能な都市 ⑬気候変動

(3) 不登校児童生徒への支援

【現状と課題】

1,000人あたりの不登校児童生徒数は、全国や県と比べると本市は少ない状況にありますが、不登校もしくは登校しづらりの要因・背景は人間関係形成の困難等多岐にわたっており、保護者への支援も必要となってきています。

このようなことから、教職員のカウンセリングマインド等の向上を図り、子どもたちや保護者に寄り添った支援を行ってきました。今後は、教職員のライフステージ別による研修会を実施し、全ての教職員が不登校児童生徒の心の理解や受容と共に基づく支援ができるよう教職員の資質向上を図る必要があります。

学校では、全ての子どもたちが安全・安心に学ぶことができる居心地のよい集団づくりを行う必要があります。そのために、子どもたちに「学習規律」や「社会性」などを身に付けさせるとともに、子どもたち一人ひとりの状態を適切に把握し、課題に対して早急に対応していかなければなりません。子どもたち一人ひとりの自己肯定感が高まるような指導、支援を行うとともに、互いの違いを認め合い、尊重し合う集団づくりが必要です。同時に1人1台ICT端末の導入を利用したオンライン学習等を行うことで、学習の機会を提供し、キャリアを保障するための支援が求められています。

学校だけでは対応が困難な不安や悩みを抱える子どもの支援や、不登校の子どもの将来的な社会的自立に向けた個々の状況に応じた支援体制も必要です。教育支援センターの機能強化、フリースクール等との情報交換や連携、専門的知識をもった外部人材の活用など、不登校の子どもや保護者の支援を専門的に行っていくことが重要です。

【主な取組】

【誰もが安心して学ぶことができる学校・学級づくりの推進】すべての子どもたちが安心して生活したり学習したりすることのできる学校・学級づくりに取り組みます。	<ul style="list-style-type: none">●子ども輝き生き活き総合推進事業 子どもたちへのアンケート「WEBQU（よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート調査）」や日常の観察、教育相談等による実態把握を通して、子どもたちの心の理解に努める。また、子どもたちのよりよい学校生活と仲間づくりなどの自主的・自立的な活動を推進し、子どもたちが安心して過ごせる学校・学級づくりを行う。●「心の居場所」「絆づくりの場所」となる学校をめざした連携の推進
--	--

	<p>不登校やいじめ等の未然防止につながる効果的な取組のあり方について、園と小学校、小学校と中学校が適切な情報共有を行うことで、円滑に学校生活が移行できるよう進める。</p> <p>●不登校対策子ども未来サポート推進事業</p> <p>不登校児童生徒の支援のあり方に係る研究を行う。</p>
【学校内外の教育相談・支援体制の充実】子どもたちが相談できる重層的な体制を構築し、教育相談・支援を充実させます。	<p>●スクールカウンセラー活用事業</p> <p>不登校やいじめ等の未然防止及び早期発見・早期解決を図るために、スクールカウンセラー等を活用した教育相談を実施する。</p> <p>●カウンセリングルーム総合推進事業</p> <p>スマイルいせにおいて、臨床心理士や教育コンサルタントによる子どもや保護者を対象とした教育相談の実施や、教職員を対象とした教育相談に係る指導・助言を行い、不登校やいじめ等の未然防止及び早期発見・早期解決に努める。</p> <p>●不登校対策子ども未来サポート総合推進事業</p> <p>教育支援センターにおいて、通級している子どもたちの社会的自立に向けての支援に加え、通級していない子どもたちに対しても訪問型支援（Reseed）を実施する。</p> <p>不登校児童生徒の学校内外の学びについて、子どもの意思を尊重し、個々の状況に応じて教育支援センターやフリースクールなど関係機関と連携する。またICT機器を活用し、多様な学習の機会の提供することで不登校児童生徒のキャリアの保障、社会的自立に向けて支援する。</p>
【子どもの心の理解や教育相談に関する教職員の専門性の向上】不安や悩みを抱える子どもたちや保護者を支援する教職員の資質向上を図ります。	<p>●ライフステージ別の教育相談に関する研修</p> <p>教職員のライフステージ別の教育相談に関する研修会を開催し、子どもの心の理解や教育相談に関する教職員のカウンセリングマインドとスキルを向上させる。</p> <p>●教育支援センター指導員の資質向上</p> <p>教育支援センターの指導員の資質向上を図るために、事例検討会を充実させるとともに、不登校の子どもの心の理解や対応方法についての研修を実施する。</p>

【数値目標】

＜第3期伊勢市教育振興基本計画＞

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和8年度	令和5年度
小中学校における1,000人あたりの不登校児童生徒数（※1）	4.0人 33.6人	5.9人 26.8人	3.3人 24.1人	5.7人 32.8人
学級集団や個人の状況を客観的に見ることができ るアンケートツールにおいて満足群に属する児童 生徒の割合（※2）	72.0% 70.0%	67.8% 69.9%	70.0% 72.0%	68.4% 70.5%

※1：伊勢市の小中学校の児童生徒1,000人あたりの不登校児童生徒数。本調査における不登校児童生徒とは、年度内に連續または断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、「不登校」を理由とする者をいう。

※2：「第2回WEBQUアンケート（よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート）」において小学校は6年生、中学校は3年生の満足群に属する児童生徒の割合。

【関連するSDGsの項目】

④教育

（4）経済的理由により就学困難な家庭に対する支援

【現状と課題】

学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされています。

子どもたちの将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、安心して学習できる環境を整備し、教育の機会均等を図ることが必要です。本市では、小中学校に通う児童生徒があり、経済的に困っている家庭に、学用品等の一部や給食費を援助する就学援助を実施しています。

近年、自然災害や感染症等により家計が急変する事態が発生しており、柔軟な対応が求められています。全国的にも子どもの貧困対策が推進されている中、必

必要な支援が受けられるよう、学校と連携をしながら、わかりやすく明確な周知を図っていくことが必要です。

また、経済的理由により修学困難な高校生・大学生等に対し返済の必要のない給付型の奨学生を支給することで、奨学生の学費の負担軽減を図るとともに、有用な人材の育成に努めています。

【主な取組】

【就学援助費の支給】 学校と連携しながら必要な支援を行います。	●要保護及び準要保護児童生徒援助事業 公立小中学校に通う児童生徒があり、経済的に困っている家庭に、制度についてわかりやすく周知し、学用品費や給食費等の一部を援助する就学援助費を支給する。
【奨学生の支給】 必要な支援を行うことで有用な人材の育成に努めます。	●奨学生育英事業 大学、高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校等に在学する学生生徒で、経済的理由により修学困難な者に対し、社会に貢献する有用な人材を育成することを目的に奨学生を支給する。

【数値目標】

<第3期伊勢市教育振興基本計画>

成果指標	令和 元年度	令和 2年度	令和 8年度	令和 5年度
【経済的理由を要因とした長期欠席の児童生徒数（※1）】	〇人	〇人	〇人	〇人

※1：「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）において経済的理由を長期欠席の要因とした伊勢市の児童生徒数。

【関連する SDGs の項目】

- ①貧困、④ 教育

基本施策6 信頼される学校づくり

(1) 地域とともにある学校づくり

【現状と課題】

本市では、学校評議員・学校運営協議会等を通して子どもたちに何ができるかを考え、共に行動することで開かれた学校づくりを進めてきました。

これから子どもたちが変化の激しい社会を生きるために必要な資質・能力を、学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で育んでいくことが求められています。

信頼される学校づくりを実現するには、保護者や地域の方々の意見を取り入れながら継続的な評価・改善活動を充実させ、各学校の地域や子どもたちの実態に応じて、教育活動や学校運営の質的向上を図っていく必要があります。併せて、保護者や地域住民が、それぞれの立場から学校教育にかかわり、当事者として協働しながら学校づくりを進めていくことが求められます。さらに、学校が地域に貢献するという視点をもつことも求められています。

また、各学校が自らの教育活動その他の学校運営について説明責任を果たすとともに、保護者や地域住民に積極的に参画を働きかけていく必要があります。

【主な取組】

【地域とともにある学校づくりの推進】学校の教育活動に関する情報を提供し、地域の声を学校経営へ反映します。	<ul style="list-style-type: none">●学校評議員設置事業 校長が地域代表・保護者・有識者として学校評議員を推薦し、市が任命する。校長は学校評議員からの教育活動、地域社会及び家庭と学校の連携促進等についての意見や助言を受け、学校経営の改善を図る。●コミュニティスクールの充実 学校運営協議会等の活動を通して保護者や地域の方々の声を幅広く聞き、協議するとともに学校経営に参画することで学校経営の改善を図る。
【地域人材活用の推進】安全確保ときめ細かな学習活動につなげます。	<ul style="list-style-type: none">●学校教育支援事業（教育支援ボランティア・学校安全ボランティア） 地域の人材や学生を学校安全ボランティアや教育支援ボランティアとして活用し、子どもたちの安全確保と個に応じたきめ細かな学習支援や指導を通じ学校生活の充実を図る。●放課後子ども教室推進事業

	「いせ子どもチャレンジ教室」の名称で、地域サークルへの参加者を中心に協力を得て、子どもたちにものづくり活動の場を提供する。
--	---

【数値目標】

<第3期伊勢市教育振興基本計画>

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和8年度	令和5年度
教育支援ボランティア・学校安全ボランティア登録者数	841人	794人	880人	800人

【関連する SDGs の項目】

- ④ 教育

(2) 教職員の資質向上とコンプライアンスの推進

【現状と課題】

教職員に求められる資質・能力は、これまでには使命感や責任感、教育的愛情や教科等に関する専門的知識、実践的指導力、総合的人間力、コミュニケーション能力、ファシリテーション能力などがあげられてきました。これらに加え、子どもたちが Society5.0 を生き抜いていく力を育成するために、情報活用能力やデータリテラシーの向上が求められています。教職員は、子どもたち一人ひとりの学びを最大限に引き出す質の高い指導を可能にするために、これらの変化を柔軟に受け止め、学び続けていく必要があります。

また、いじめ・不登校等、生徒指導上の諸課題への対応、特別支援教育の充実、外国人児童生徒への対応等、学校を取り巻く状況が複雑化・多様化していることから、教師は教職生活全体を通じて、学び続ける意欲や探究心をもち続け、こうした課題に対応できる専門的知識・技能、そして実践的指導力の向上に努めなければなりません。

今後、多くの経験豊かな教職員の退職が見込まれており、教育実践の蓄積の引き継ぎが急務であることから、若手教職員を対象とした研修を充実させ、人材育成を計画的に進める必要があります。教職員が学校において互いに力を磨き合い、育つことができるよう OJT(※1)を活性化させたり、めざす学校像の実現に向けた活動を先導する中核的リーダーを育成したりして、授業研究を中心とした校内研修を充実させたりすることで、教職員一人ひとりの授業力を高めることが必要です。

また、教職員による不祥事により学校への信頼が揺らいでいる状況があることから、教職員一人ひとりがコンプライアンスを自分事として捉え、厳しく律することが必要です。本市においても不祥事の根絶に向け、各教職員のコンプライアンスへの意識を高め、学校において一層の取組を推進します。

※1：OJT（On the Job Training）とは、実際の業務を通じて人材育成をすること。

【主な取組】

【教職員研修講座の充実】教職員研修講座の充実により、教職員の専門的技能、実践的指導力等、資質を高めます。	●教職員研修講座 多様化・複雑化する教育課題に対応できるよう、教職員研修講座を充実させ、教職員の専門性を高めるために、主体的に学ぶ研修を実施し、教職員の人間性・資質の向上を図る。
【若手教員の実践的指導力の向上に向けた研修の充実】若手教員の学習指導や生徒指導等のスキル向上を図ります。	●若手教員の学びを支える研修講座 経験年数の浅い若手教員のニーズに合わせた研修を計画的に実施し、実践的指導力の向上をめざす。
【教育研究支援】研究委託校等を支援しながら、協力して教育研究に取り組みます。	●教育研究プロジェクト 研究委託校(園)とともに、社会科副読本及び歴史資料の活用、幼稚園教育、今日的課題に係る実践研究に取り組み、教員の授業力を向上させ、授業改善を図る。 ●校内研修支援 教育研究を委託したり、指導主事を派遣したりして校内研修の活性化を図り、学校の特色に合わせた教育研究や今日的課題に対応する教育研究を推進する。
【教育資料の提供】教育資料や情報を収集し、ホームページや「たより」にて提供します。	●教育資料の提供 教育資料を収集し、教育研究所ホームページやクラウドを活用した提供を進め、教育現場での活用を図る。
【校内でのコンプライアンス研修の支援・充実】教職員のコンプライアンスに対する意識の向上を図ります。	●コンプライアンス研修 校内でのコンプライアンス研修の実施の働きかけ及び資料提供などを行い、研修内容の充実・教職員のコンプライアンスに対する意識の向上を図る。

【数値目標】

<第3期伊勢市教育振興基本計画>

成果指標	令和 元年度	令和 2年度	令和 8年度	令和 5年度
課題の解決に向けて、自分で考え自分で取り組んでいると感じる児童生徒の割合(※1)	79.2% 77.9%	74.2% 75.0%	80.0% 80.0%	77.0% 83.0%
校内研修の成果を公開授業等で発信した小中学校の割合(※2)	27.3%	18.2%	40.6%	28.1%
研修講座等への延べ参加人数	1,688人	864人	2,100人	1,650人
校内でコンプライアンス研修を実施した小中学校の割合	—	—	100%	100%

※1：「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）において、小学6年生では「5年生までに受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え自分で取り組んでいたと思いますか」、中学3年生では「1,2年生のときに受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え自分で取り組んでいたと思いますか」という質問に対し、肯定的な回答をした伊勢市の児童生徒の割合。

※2：公開授業等の対象は、市内全小中学校が参加できる規模以上のもの。

【関連する SDGs の項目】

- ④ 教育

(3) 教職員が働きやすい環境づくり

【現状と課題】

未来を担う子どもたちを育むためには、教職員一人ひとりが仕事と生活のバランスをとり、元気で意欲をもって子どもたちと向き合うことが大切です。しかし、子どもや保護者等の価値観は年々多様化し、学校への新たな要望・意見も増加しています。また、学校が抱える課題はますます複雑化・多様化し、教職員は日々対応に追われている状況にあります。経済協力開発機構(OECD)の「国際教員指導環境調査」の結果からも加盟国等48の国や地域の中で、総勤務時間の合計について日本が最も長いとの結果が出ています。本市においては、令和2年(2020年)4月1日に施行された「伊勢市立の小学校及び中学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則」にて教職員の業務を行う時間の上限等を定めました。ワークライフバランスの考えのもと、管理職がリーダーシップを発揮して組織的な体制づくりを進めるなど、適切な学校運営マネジメントを行い、総勤務時間縮減に取り組み、学校における働き方改革を推進することが必要です。

また、日々の学校生活では教職員だけでは対応が難しい場面もあり、専門スタッフや外部人材の充実及びその派遣等の支援が必要です。

このような教職員の業務の多忙化と困難化から、精神的な負担感を抱える教職員も少なくないことから、教職員一人ひとりが悩みや不安感を抱え込まないよう相談体制の充実を図るなど、職場全体での組織的な体制を構築する必要があります。

【主な取組】

【総勤務時間縮減に向けた取組】教職員の総勤務時間の縮減に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none">●学校安全衛生委員会※1の活用 学校安全衛生委員会を定期的に開催し、教職員の総勤務時間の縮減に取り組む。●スクールサポートスタッフの活動 教職員の総勤務時間の縮減に向け、学校安全衛生委員会(※1)の定期的な開催を促進する。●校務支援システムの活用 校務に関する業務等を管理し、教職員が一律に利用するシステムを導入することで、業務時間の削減、学習指導の質の向上などに取り組む。
【専門スタッフや外部人	●部活動指導員配置事業の活用

材等の活用】中学校における部活動指導体制の充実に取り組みます。	市内の学校に非常勤講師や部活動指導員等専門スタッフや外部人材等を効果的に配置することにより指導体制の充実を推進し、教職員の負担軽減・支援の取組を進める。
【教職員の健康管理対策とメンタルヘルス対策】 教職員のメンタルヘルス不全の未然防止に努めます。	●ストレスチェックの活用 教職員を対象にストレスチェックを実施し、管理職と密に連携して、メンタルヘルスケアを支援するとともに、職場環境の改善につなげる。

※1：労働安全衛生法に基づき、労働者の危険又は健康障害を防止するための対策を行う校内組織。

【数値目標】

＜第3期伊勢市教育振興基本計画＞

成果指標	令和 元年度	令和 2年度	令和 8年度	令和 5年度
学校安全衛生委員会を2回以上開催した小中学校の割合	—	—	100%	85.0%
在職者に占める精神神経系疾患による休職者の割合	0.15%	0.23%	0.2%以下	0.5%以下

【関連する SDGs の項目】

- ④ 教育 ⑧経済成長と雇用

(4) 教育環境の整備・充実

【現状と課題】

子どもたちが、安全で安心かつ時代に即応した快適な教育環境の中で学習していくことが望まれています。

令和元年度（2019 年度）に定めた伊勢市学校施設長寿命化計画に基づき、施設・設備の耐久性、機能及び性能の向上または修繕等の維持管理に努めるとともに、学習指導要領に対応した多様化する教育内容・指導方法の実現のため、教材備品の整備・充実を図る必要があります。

また、学校給食は、小学校は単独自校調理方式、中学校は共同調理場方式により実施していますが、子どもたちに安全・安心な給食を提供するためには、衛生的・持続的に給食調理が行える環境を整えなければなりません。衛生管理基準に沿った運用をしていくために、調理機器等の更新や設備の充実を図るとともに給食提供体制も確保する必要があります。

【主な取組】

【施設・設備の長寿命化と教材備品の充実】施設や教材備品等の整備・充実により、学習環境を整えます。	<ul style="list-style-type: none">●小中学校及び幼稚園施設の運営・整備 伊勢市学校施設長寿命化計画に基づき、施設の経年劣化の回復、バリアフリー化、照明の LED 化などの長寿命化改修を計画的に進める。●小中学校及び幼稚園の教材備品等の整備 教材備品の整備・充実により、学習環境を整える。
【給食施設・設備の充実と給食提供体制の確保】衛生管理基準に沿った給食提供体制の確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none">●衛生管理事業 安全・安心な学校給食を提供するため、「学校給食衛生管理基準」に基づき、日常の点検や管理の徹底及び調理機器等の更新や設備の充実を図るとともに、調理員の育成、調理体制の確保に努める。

【数値目標】

<第3期伊勢市教育振興基本計画>

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和8年度	令和5年度
学校施設の不具合により学校生活に支障をきたした件数	0件	0件	0件	0件

【関連する SDGs の項目】 ④ 教育

(5) 小中学校の適正規模化・適正配置

【現状と課題】

市内の児童生徒数は、この30年間で半数近くにまで減少しており、学校の小規模化が進んでいます。

小規模校では、児童生徒によく目が行き届く、きめ細かな指導が行いやすいなどのよさがある一方、友人関係や学級内での序列の固定化を招く、切磋琢磨する機会が少ない、集団教育活動に制約が生じやすいなどといった課題が挙げられます。

このような現状を踏まえ、より望ましい教育環境の構築と教育の質の充実を目的として策定された「伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画」に基づき、整備を進めてまいりました。平成29年(2017年)4月には、宮川中学校と沼木中学校が統合した伊勢宮川中学校、二見小学校と今一色小学校が統合した二見浦小学校、平成31年(2019年)4月には豊浜中学校と北浜中学校が統合した桜浜中学校、令和3年(2021年)4月には神社小学校と大湊小学校が統合したみなと小学校が開校しました。また、令和5年(2023年)4月には二見浦小学校と二見中学校の高台への移転を行いました。

なお、適正規模化・適正配置を進めるにあたっては、統合前から統合対象校間の連携を密にし、児童生徒や教員の事前交流を十分に行うとともに、統合後は、教育相談体制を充実したり、家庭訪問等の機会を増やしたりするなど、児童生徒の心理面をサポートしていきます。また、通学路の整備や通学支援なども関係課と十分連携・調整を図りながら進めています。

【主な取組】

【小中学校の適正規模化・適正配置の推進】 伊勢市立小中学校の適正規模化・適正配置を推進します。	●適正規模・適正配置の推進 本市における小中学校の適正規模・適正配置の考え方に基づき、計画的に整備を進める。
--	---

【数値目標】

＜第3期伊勢市教育振興基本計画＞

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和8年度	令和5年度
適正規模を満たす学校の割合（※1）	小学校 39.1% 中学校 30.0%	小学校 34.8% 中学校 20.0%	計画を策定し、実施しています。	

※1：伊勢市小中学校適正規模化・適正配置基本計画で定める適正規模を満たしている学校の割合。

【関連する SDGs の項目】

④ 教育

本市における小中学校の適正規模・適正配置の考え方

・小中学校の適正規模

[望ましい1学級あたりの児童生徒数]

小中学校の1学級の児童生徒数は、30～35人を上限とし、成長段階に応じて柔軟に対応する。

[望ましい学級数]

小学校の学級数は、12～18学級とする（各学年2～3学級）

中学校の学級数は、12～18学級とする（各学年4～6学級）

・小中学校の適正配置

(1) 適正配置の検討にあたって

学校教育の充実と児童生徒により望ましい教育環境を整備し、適正な学校規模を実現するためには、学校の統合や通学区域の見直しが必要です。そのため、児童生徒の通学距離、通学路の安全等を考慮し、学校の適正配置の基準を定めます。

なお、校舎等学校施設については、地震、津波等の災害に対する児童生徒の安全・安心の確保及び地域の防災拠点としての機能の強化が求められています。学校の適正配置にあたっては、これらのことにも十分に留意し、設置場所の選定及び校舎等施設の充実を熟慮しながら整備を進めます。

(2) 小中学校の適正配置の基準

ア 小学校：原則として、児童の居住地から4km以内に小学校を配置する。

イ 中学校：原則として、生徒の居住地から6km以内に中学校を配置し、複数の小学校で構成する。

※伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画より